

薬局の抗原検査キット発注に係る提出物の取扱いについて

令和4年2月17日時点

用 途	医療従事者である濃厚接触者が 業務前に行う検査※1	社会機能維持に関わる事業者 への販売	無料検査に係る検査 への使用※2	一般の使用者(同居家族含む) への販売
様 式	別紙1 ＜薬局→卸売販売業者等へ提出＞	別紙1、別紙2 ＜事業者→薬局→卸売販売業者等へ提出＞	別紙1 ＜薬局→卸売販売業者等へ提出＞	別紙1 ＜薬局→卸売販売業者等へ提出＞
作成者	薬局	社会機能維持に関わる事業者	薬局	薬局
優先度	優先Ⅰ	優先Ⅱ	優先Ⅲ	その他
薬局での 取扱い	薬局が別紙1を作成 (薬局は<u>写し</u>を保管) ↓ 医薬品卸売販売業者等へ <u>原本</u>を提出	社会機能維持に関わる事業者から 別紙1、別紙2を受領 (薬局は<u>原本</u>を保管) ↓ 医薬品卸売販売業者等へ <u>写し</u>を提出	薬局が別紙1を作成 (薬局は<u>写し</u>を保管) ↓ 医薬品卸売販売業者等へ <u>原本</u>を提出	薬局が別紙1を作成 (薬局は<u>写し</u>を保管) ↓ 医薬品卸売販売業者等へ <u>原本</u>を提出

※1 令和3年8月13日付(令和4年2月10日一部改正)の厚労省事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」をご確認ください。

※2 大阪府の実施する「新型コロナウイルス感染症に係る無料検査事業」にご登録いただいている薬局のみ対象となります。